

前橋市民文化会館 移動販売車出店規約

本規約は、前橋市民文化会館にて移動販売車(以下「キッチンカー」)の出店を希望する団体の申請手続きおよび出店に係る遵守事項を定めたものです。申請にあたっては主催者が申請者となり、必要な手続きのすべては申請者が行ってください。申請者および出店者は本規約を確認し、記載事項のすべてに同意するものとします。

1. 出店時間および場所

【出店時間】準備や撤収を含めて申請者が主催する催しの申請時間内とします。

【出店場所】北側広場内の指定場所に出店してください。

【注意事項】北側広場を独占できる(北側広場を利用する他団体がいない)ことが出店の条件となります。また、キッチンカーの撤収が完了するまで、申請者は退館しないでください。

2. 申請書類 ※(1)・(2)は県連で申請・負担します

申請に必要な書類は次のとおりです。申請者はそれぞれの書類の内容を確認し、出店日の前に提出してください。なお、提出された(3)から(4)につきまして、無効な内容あるいは虚偽が含まれることが判明し、それによって争訟等が生じても、会館は一切の責任を負いません。また、申請に必要な経費は、申請者の負担となります。

(1)「行政財産目的外使用許可申請書」

※前橋市に提出してください。ただし、催し物の参加者のみに飲食物を提供する場合、提出の必要はありません。

(2)「前橋市民文化会館移動販売車出店申請書」

(3)食品衛生法に基づく営業許可書(写し)

(4)食品衛生責任者証(写し)

3. 飲食物販売の許可条件

飲食物を販売するにあたり、次に掲げるすべてを満たしていることが必要です。

(1)食品衛生法に基づく営業許可を有していること。

(2)食品衛生責任者手帳(確認証)を有する者が配置されていること。

(3)以下の飲食物を販売しないこと。

ア. 残り汁等の残飯が想定されるもの

イ. においの強いもの

ウ. 生もの

エ. 酒類

4. 出店にあたっての遵守事項

出店にあたり、次に掲げる事項を遵守してください。

(1)火気を使用する場合には、消防署と協議し必要な届出および器具の設置をしてください。

※(1)の届出は県連で申請します 1

- (2)食品衛生法その他関係法令等を遵守してください。また、申請書に記した品目以外の飲食物の販売はできません。万が一、食品衛生法に係る違反等が発生した場合は、すべて出店者の負担と責任において対処します。
- (3)出店を取り止める場合には会館に報告するとともに、ホームページやソーシャルメディア媒体で告知してください。
- (4)搬入出は出店者がおこなってください。
- ア. 舗装面や植栽を破損させないように十分配慮してください。
- イ. 破損や汚損を生じさせた場合には、会館に報告してください。なお、原状回復の経費等については、申請者にご負担いただきます。
- (5)車外での調理等は地面を汚損することから厳禁とします。
- (6)調理用水や排水タンク等は、出店者が用意してください。会館の設備は使用できません。
- (7)会館の電源(容量は3kW)を使用することができます。電源使用料は申請者が負担するものとします。使用料は100V/15Aコンセント1口につき120円/1区分となります。
- (8)発電機等が必要な場合には、事故防止に必要な対策を講じてください。
- (9)販売中は、キッチンカーのエンジンを停止してください。
- (10)出店日は屋外にゴミ箱を設置し、販売物以外のものが投棄されていても持ち帰り適正に処分してください。なお、排水についても自店にて管理し適正に処分してください。
- (11)搬出時は、周辺を清掃するとともに原状回復してください。また、会館敷地内に残された容器などのゴミは持ち帰り適正に処分してください。
- (12)会館利用者に不快な印象を与えないよう、良好なサービスを提供できる体制を整えてください。
- (13)事故や苦情等については申請者および出店者がその責任の一切を負うものとします。
- (14)不測の事態等が生じた場合には、速やかに会館に報告してください。
- (15)出店者同士のトラブルにつきまして、当会館は一切関与いたしません。
- (16)この規約および公序良俗に反する行為等が見受けられるときは、出店の許可を取り消すことがあります。なお、この場合に出店者に損害が生じても、会館は補填や賠償等の責任を一切負いません。
- (17)この規約に記載のない事項であっても、会館が必要な措置と認めたときは、その指示に従ってください。